

民間職業訓練サービスガイドラインについて

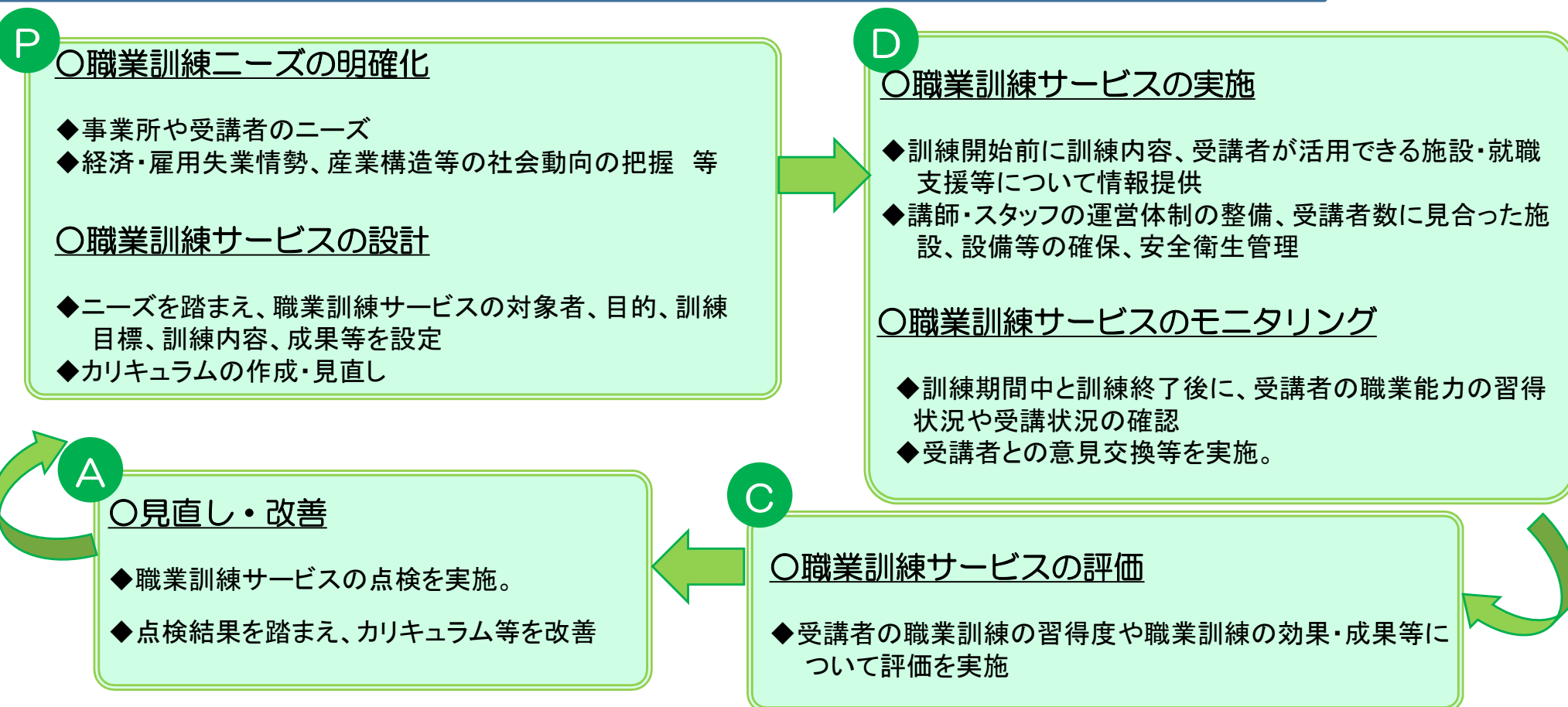
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

○ 委託訓練や求職者支援訓練の担い手として民間教育訓練機関が果たす役割が増大しており（公的職業訓練のうち、7～8割を民間教育訓練機関が実施。）、訓練の質の向上が喫緊の課題となっていたことから、H23.12に「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」を策定した。

PDCAサイクルを活用した職業訓練の運営 - 訓練成果だけでなく、サービス全体の質を向上 -



事業運営の基礎

①マネジメントシステムの確立

（PDCAサイクルを導入し、責任者を任命した上で品質に関する方針・目標を定め、その目標を達成するためのシステムを確立）

②事業戦略・計画を文書化

③マネジメントシステムに関する情報を講師・職員で共有

④マネジメントシステムの運用状況の記録・文書管理

⑤財務管理・リスク管理

民間職業訓練サービスガイドライン研修について

- 「職業訓練サービスガイドライン（※）」の普及を図り、民間教育訓練機関が同ガイドラインに基づくPDCAサイクル（Plan→Do→Check→Act）を活用した職業訓練運営のために必要な知識・技能を取得するための研修（民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修）を平成26年度から実施。

* サービスガイドライン研修の受講は、求職者支援訓練等の認定要件としている（令和6年度現在）。

また、47都道府県で委託訓練の要件とされている。

対象者

民間教育訓練機関の施設責任者、訓練運営責任者、講師、就職支援担当者、事務担当者

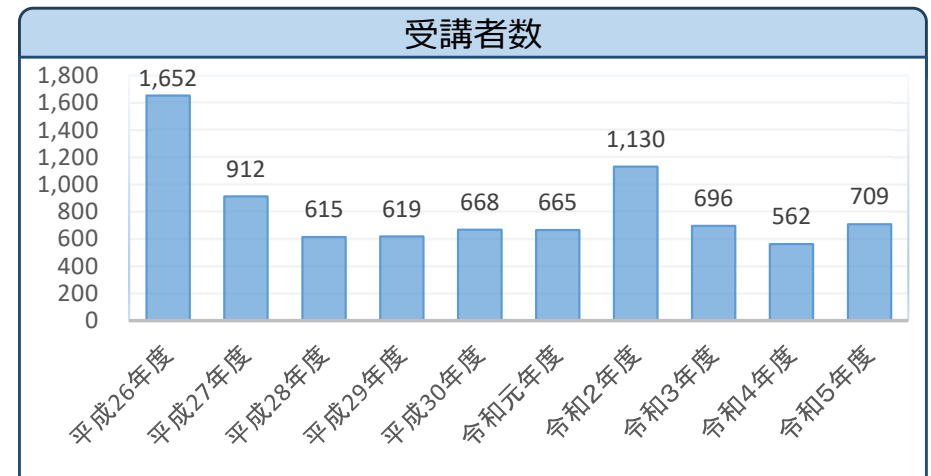
研修カリキュラム

- 1 職業訓練サービスの質保証を取り巻く現状【1時間】
- 2 ガイドラインを活用したPDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）による職業訓練の運営について【1時間】
- 3 職業訓練サービスの質の向上の取り組みについて【3時間】
- 4 職業訓練サービスの質の向上に向けた具体的な改善取り組み事例【1時間】

※eラーニング（6時間）で実施。受講後確認テストあり。

実績

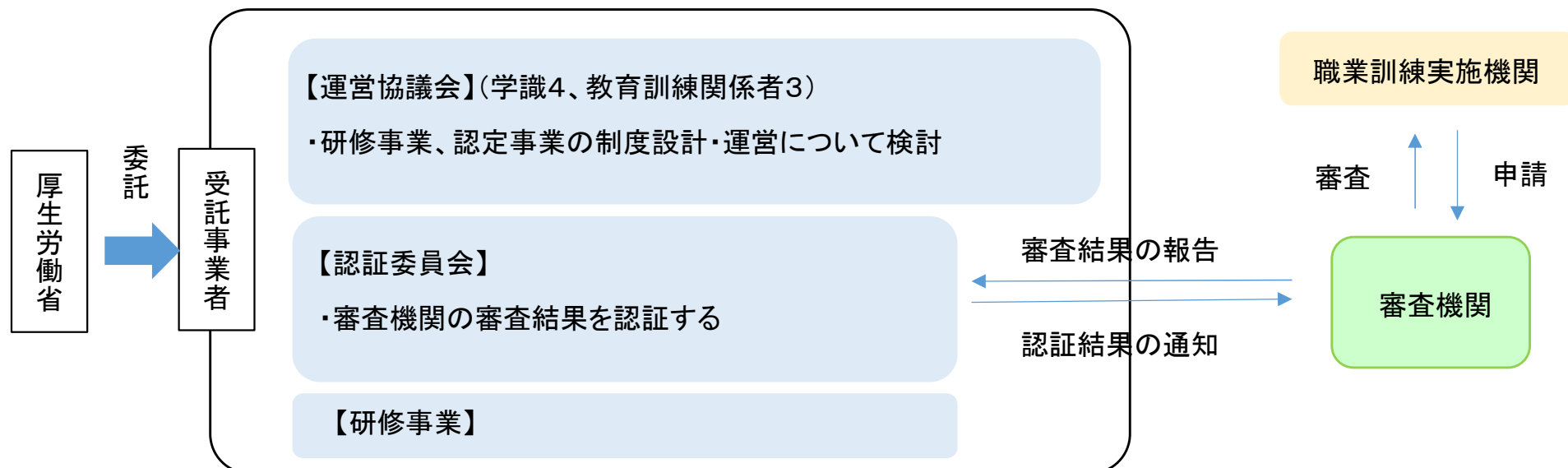
- 平成26年度の開始以来、令和5年度までに8,228名が受講。
- 令和3～5年度の受講生のうち、99.5%（2122/2132）は、「公的職業訓練を実施(予定)している」事業所に所属。



民間職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定について

- 「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定制度」は、厚生労働省が策定した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（※）に沿って、職業訓練サービスの質の向上に取り組む民間教育訓練機関の事業所を「適合事業所」として認定する国の制度。
 - 事業所は、指定審査認定機関に認定申請を行う。指定審査認定機関が事業所の審査を行った後、認証委員会によって審査結果の認証が行われる。
 - 平成30年度よりサービスガイドライン適合事業所の認定事業を実施し、令和6年3月末時点での認定事業所数は34。
- ＊ 適合事業所は職業訓練受講生募集等の広報活動を行う際に、職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定マーク（厚生労働省登録商標）を使用することができる。
- ＊ サービスガイドライン適合事業所認定は、求職者支援訓練等の加点を得ることができる（令和6年度現在）。
また、32都道府県の委託訓練においても加点を得ることができる。
- ＊ 認定事業は利用実績が低調であることから令和6年度より休止としている。
（認定は3年間有効であり、有効期間内はマークの使用は可能で、求職者支援訓練の加点も行われる。）

【令和3年～5年度の民間職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定等の体制】



審査基準

- 審査基準はガイドライン項目に沿って、以下の観点から85項目。
- 全ての審査基準項目を満たすことが確認された後、職業訓練サービスガイドライン適合事業所として認定。

- | | | |
|----------------------|-----------------------|----------------------------|
| ・ニーズ等の把握 | ・職業訓練サービスのモニタリング | ・人事管理並びに人的及び物的資源の選択、配分及び配置 |
| ・把握したニーズ等の取扱い上の留意点 | ・評価対象及び評価指標等の設定 | ・講師及びスタッフ等の職務遂行のための能力等の管理 |
| ・職業訓練サービスの目的及び範囲の明確化 | ・職業訓練の効果の評価 | ・講師及びスタッフ等の能力開発等 |
| ・モニタリング方法の明確化 | ・職業訓練サービスの効果の評価 | ・受講者等からの意見及び要望等への対応 |
| ・カリキュラムの作成と見直し | ・マネジメントシステムの確立 | ・内部監査 |
| ・情報提供等 | ・事業戦略及び計画 | ・予防処置及び是正処置 |
| ・人的及び物的資源の準備 | ・マネジメントシステムに関する情報の共有等 | ・マネジメントシステムの点検 |
| ・訓練環境の整備 | ・記録及び文書管理 | |
| ・職業訓練の実施 | ・財務管理及びリスク管理 | |

<審査基準項目（例）>

3.2.2 モニタリング方法の明確化

◆自己診断表

書類審査1回目		
項番	「自己診断及び審査の基準」に対する取組概要	自己診断結果
①	職業訓練サービスの提供前に、受講者の就業先となり得る事業所等の関係者に対して、事業所等が期待する職業訓練の効果・成果について、確認する方法を明確にしていること。	
エビデンス番号:		
②	訓練期間中に、訓練目標に対する到達状況を把握するため、受講者の意見聴取及び職業能力の習得状況について、モニタリングする方法を明確にしていること。	
エビデンス番号:		
③	訓練修了後に、受講者が習得した職業能力の活用状況（就業先の企業や組織でどのように活かしているか）について、確認する方法を明確にしていること。	
エビデンス番号:		

3.2.3 カリキュラムの作成と見直し

◆自己診断表

書類審査1回目		
項番	「自己診断及び審査の基準」に対する取組概要	自己診断結果
(1)	3.2.1の職業訓練サービスの目的及び目標を踏まえ、カリキュラムを作成していること。	
エビデンス番号:		
(2)	(1)で作成したカリキュラムに適した訓練方法を設定していること。	
エビデンス番号:		
(3)	訓練修了時に職業訓練の目的及び目標が達成できるよう、モニタリングの結果を踏まえた追加指導等の支援方法を明確にしていること。	
エビデンス番号:		
(4)	職業訓練サービスの提供を確実にを行うため、民間教育訓練機関を含む関係者ごとの役割及び責任を明確にしていること。	
エビデンス番号:		
(5)	カリキュラムを改善する手順を明確にしていること。	
エビデンス番号:		

求職者支援訓練の要件と民間職業訓練サービスガイドラインの関係

求職者支援訓練の認定基準

訓練を実施する事業所（申請職業訓練を行う施設）において、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（以下「民間職業訓練サービスガイドライン」）に関する研修を修了し、申請職業訓練を申請する日において有効な受講証明書を有する者が在籍していること。または、ISO29993（公式教育外の学習サービスー サービス要求事項）及びISO21001（教育組織ー教育組織に対するマネジメントシステムー要求事項及び利用の手引）を取得していること。

（注）ガイドライン研修の有効期間は修了日から3年間であること。（令和2年度以前に受講した研修の有効期間は5年間）

求職者支援訓練の選定方法（実績枠）

申請時に、過去に実施した求職者支援訓練に係る就職率及び多面的な要素を基に「選定点数」を算出し、その点数の高い訓練から順に選定する。

・就職率【最高100点】

申請開始日から過去1年間において通知された雇用保険適用就職率の適用日※が直近の3科分の平均就職率を、小数点第2位以下を切り捨てて点数化。（※ 訓練修了日の翌日から起算して7か月を経過する日）

・多面的な評価要素【最高100点】

①申請された訓練の内容や質（計30点）

②質の向上に取り組んでいる等の運営体制（計25点）

・就職支援責任者が、1級又は2級キャリアコンサルティング技能士（10点）、能開法に規定するキャリアコンサルタント（5点）

・過去1年間の取組をもとに「民間職業訓練サービスガイドラインの自己診断表」を作成して検証を行っている（5点）

・民間職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の取得（10点）

③受講者からの評価、雇用保険が適用される就職以外の就職も含めた就職率（計40点）

④託児サービス付き訓練としての設定（5点）

⑤苦情の有無（減点要素）

求職者支援訓練の選定方法（新規参入枠）

・多面的な評価要素【最高85点】

①申請された訓練の内容や質（計40点）

②質の向上に取り組んでいる等の運営体制（計25点）＊実績枠と同様の配点。

③公共職業訓練の実績（15点）

④託児サービス付き訓練としての設定（5点）

⑤苦情の有無（減点要素）

民間職業訓練サービスガイドライン関係の経緯

平成21年4月 高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業訓練サービスガイドライン 制定

(平成22年10月 ISO29990「非公式教育・訓練における学習サービス—サービス事業者向け基本的要求事項」発行)

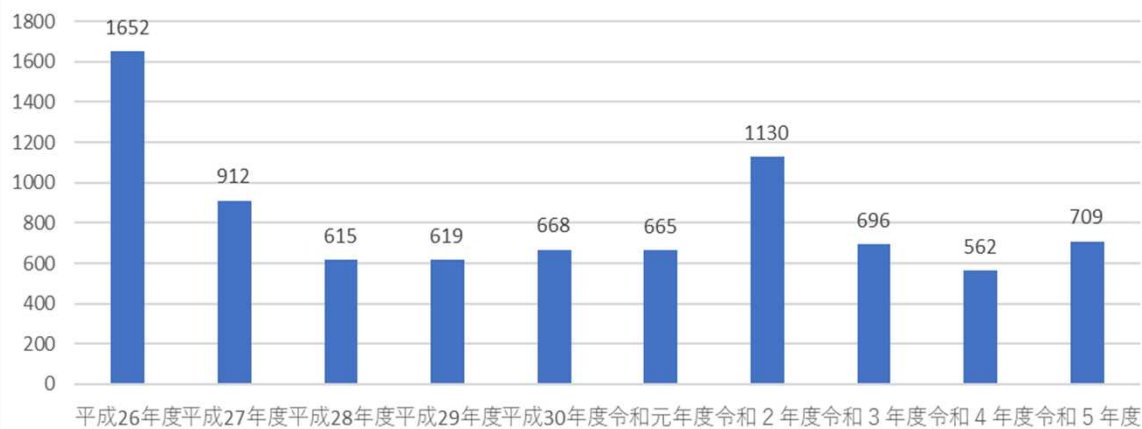
平成23年12月 「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」(民間職業訓練サービスガイドライン) 制定

平成26年4月 民間職業訓練サービスガイドライン研修を開始

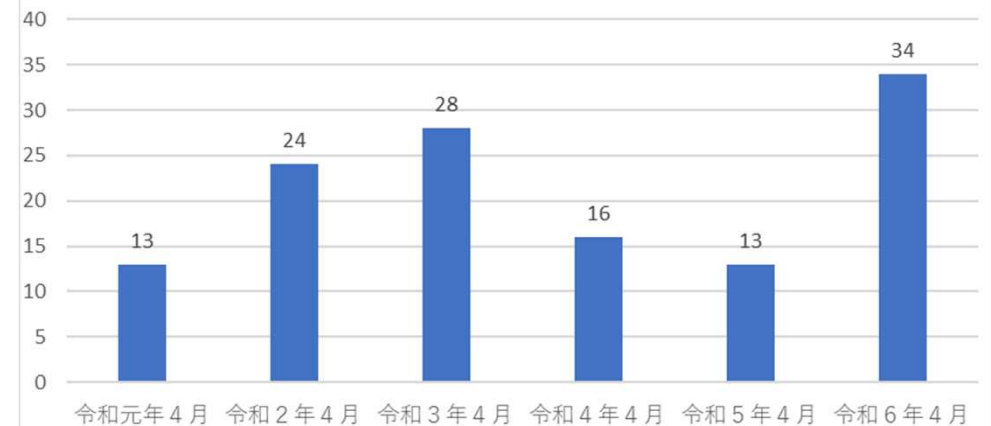
平成30年4月 民間職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を開始

令和6年4月 民間職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の休止

研修受講者推移



適合事業所認定数の推移



ガイドライン適合事業所とそれ以外の事業所の実績について

○ 求職者支援訓練における民間職業訓練サービスガイドライン適合事業所とそれ以外の事業所で実施された訓練コースの実績を見ると、

- ・ 令和2～5年度の各年度で「適合事業所」の就職率が「適合事業所以外」の就職率よりも高くなっている。
- ・ 令和2～5年度の各年度で「適合事業所」の開講率及び充足率は「適合事業所以外」のそれよりも高くなっている。

【全国】

		コース数	受講者数	開講率	充足率	就職率
令和2年度	適合事業所	133	1,341	86.3%	68.3%	65.0%
	適合事業所以外	2,098	20,668	80.0%	64.9%	57.7%
令和3年度	適合事業所	155	1,857	85.7%	73.6%	64.3%
	適合事業所以外	2,429	24,133	79.4%	61.4%	58.5%
令和4年度	適合事業所	146	2,053	98.7%	82.8%	64.8%
	適合事業所以外	2,596	28,182	88.8%	71.6%	60.0%
令和5年度	適合事業所	128	1,840	97.0%	79.5%	67.7%
	適合事業所以外	2,532	30,843	90.0%	73.0%	63.0%

【5都府県】

埼玉、東京、神奈川
愛知、大阪

		コース数	受講者数	開講率	充足率	就職率
令和2年度	適合事業所	86	924	91.1%	68.5%	69.4%
	適合事業所以外	633	7,574	85.5%	70.5%	56.7%
令和3年度	適合事業所	110	1,382	97.2%	75.8%	67.6%
	適合事業所以外	694	8,586	84.5%	64.5%	59.1%
令和4年度	適合事業所	103	1,542	100.0%	83.2%	67.9%
	適合事業所以外	679	8,752	91.0%	74.0%	61.2%
令和5年度	適合事業所	102	1,476	96.3%	77.0%	69.8%
	適合事業所以外	699	9,778	92.4%	73.5%	64.6%

※ 当年度中に終了したコース(令和5年度については令和6年2月末までに終了したコース)について集計。

※ 適合事業所欄は、当該年度の4月1日時点において適合事業所として有効であった場合計上。

※ 適合事業所、適合事業所以外、それぞれについてオンラインコースを除き、通所コースのみで比較。

サービスガイドライン適合事業所認定制度についてのご意見（認定取得事業所）

- 適合事業所認定申請やPDCAサイクルの運用を通じて、マニュアルや記録の整備が進み、職員の入れ替わり・異動が生じた際にも以前よりもトラブルが少なく運営できるようになった。
- 対外的にしっかりした訓練運営を行っているというアピールを狙い認定取得をしたが、制度が知られていないため、あまりアピールになっていないと感じている。
- 認定マークについて、PRのためにパンフレット等に使用しているが、ハロートレーニングのマークとも似ており、埋もれてしまう。もっと差別化できるものにしてほしい。
- 申請費用については高く感じる。
- 苦労して認定取得をしているので、求職者支援訓練の認定などでもっとメリットがほしい。
- 令和6年度から制度が休止されたことは極めて残念。訓練の質を高めるための取組を行っている事業所について評価する仕組みを残してほしい。

(参考) 職業紹介優良事業者認定制度について

目的: 法令遵守及び採用・定着、マッチングについて一定の基準を満たした事業者を認定することにより、求職者が安心・安全な事業者を選択し、求人者が取引先選定の基準とすることによって、職業紹介事業の健全な競争と求人者と求職者の適切なマッチングを促進すること。

仕組: 認定を希望する職業紹介事業者の事業について、協議会が認定する審査員による審査(書類審査・実地審査)を行い、その結果について認証委員会・協議会での審議を経て認定付与の可否を決定する。
認定を付与された職業紹介事業者は、認定証と認定マークを利用する権利が与えられ、事業運営においてそれらをPRすることで、提供するサービスの品質において非認定事業者との差別化を図ることが出来る。



対象となる事業者: 職業安定法における職業紹介事業の許可を取得し、就職実績を有する職業紹介事業者

申請要件: 直近2年間に於いて職業紹介事業者としての就職実績が、常用雇用について每期10件以上あること。 など

必須基準: 19項目の必ず満たさなければならない基準

(ex手数料を公表している、早期離職時の返戻金制度を設けている、自らの紹介により就職した者に転職勧奨しない)

基本基準: 11項目の中から9項目以上をクリアする必要がある基準

(ex求人の申込みは電話だけでなく書面・FAX・メールで受け付けている。)

○ 令和4年以前の制度の課題

- ・これまでの制度の目的(誰にとってどんな状態を優良とする制度か)が曖昧になってしまったことや、認知度の低さから、認定を取得することのメリットがわかりづらかったこと。
- ・民間人材ビジネス業界が過去に比べて拡大している中、求人者や求職者からの職業紹介事業者への期待は、採用(入社)後の定着、マッチング精度の高さに移行しつつあったこと。
- ・申請費用や、審査準備への対応等、職業紹介事業者にとって取得ハードルが高く、認定を取得する事業者数が増加しなかったこと。

○ 令和5年度の制度見直しの主な点

(1) 制度目的の明確化(採用・定着、マッチング精度を重視して審査項目を見直し)

- ・ 類似項目の重複を精査
 - ・ 求人者・求職者のメリットにつながりにくい、または、審査項目として不要と思われるものを削除
ex) 事業許認可と同一の事項、職業紹介に直接関連しない自社の経営・運営に関する事項
- 82項目の審査項目を、申請・誓約事項(16項目)必須基準(19項目)基本基準(9/11項目)に再編。

(2) 審査体制の見直し

- ・ 外部評価機関による審査から、運営事務局内の審査へと切り替え。
 - 審査費用の低下(30~40万円+遠隔地の場合に旅費等が加算→原則11万円(税込み))
 - 判定のブレが生じにくい
- ・ 対面審査から、オンライン審査へと切り替え

民間職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定と職業紹介優良事業者認定の比較

	民間訓練サービスガイドライン適合事業所認定	職業紹介優良事業者認定
対象	民間職業訓練機関	職業安定法における職業紹介事業の許可を取得し、就職実績を有する職業紹介事業者
審査基準	PDCAサイクルを基本とした質の向上への取組を推奨するガイドラインに適合した事業所を認定 ガイドラインが示す85項目を全て満たすこと。	法令遵守及び採用・定着、マッチングについて一定の基準を満たした事業所を認定 82の審査項目 → 申請・誓約事項(16項目) 必須基準(19項目)、基本基準(9/11項目)
審査の実施主体	民間評価機関	民間評価機関 → 運営事務局内審査(審査員:社労士・職業紹介事業経験者)
審査方法	書面＋実地	書面＋実地 → 書面＋オンライン
審査料	40万～50万円 ＋ 実費	30万～40万円＋遠隔地の場合に旅費等が加算 → 原則11万円(税込み)
認定の単位	事業所	企業
認定の有効期間	3年	3年
認定を得た場合	・認定マークを使用できる。 ・求職者支援訓練の選定において加点を得られる。	・認定マークを使用できる。